慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	スペイン統治下キューバの社会秩序とその変容: ハバナにおける民兵の組織化と幹部の分析(1821-42年)						
Sub Title	El orden social en Cuba bajo el dominio español : La movilización de milicias habaneras y el análisis de sus oficiales (1821–42)						
Author	八嶋, 由香利(Yashima, Yukari)						
Publisher	慶應義塾大学日吉紀要刊行委員会						
Publication year	2015						
Jtitle	慶應義塾大学日吉紀要. 人文科学 (The Hiyoshi review of the humanities). No.30 (2015.),p.127-155						
JaLC DOI							
Abstract							
Notes	挿表						
Genre	Departmental Bulletin Paper						
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10065043-20150630-0127						

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

スペイン統治下キューバの社会秩序と その変容

----ハバナにおける民兵の組織化と 幹部の分析 (1821-42年) ----

八 嶋 由香利

1 序:問題の所在

本稿はキューバ、特にその最も重要な都市ハバナ⁽¹⁾とその近郊において、スペイン統治下の社会秩序がどのように維持されたのかを民兵の組織化を通して考察するものである。本国から派遣される正規軍兵士は、島の防衛や秩序を維持するには質・量ともに不十分であった。1761年に発生した英軍によるハバナ占領はその事を雄弁に物語っている。ハバナがスペインに返還された後、危機感を抱いた王権は地域住民からなる民兵の組織化に本腰を入れ始め、よく訓練され規律のとれた民兵隊(Milicias Disciplinadas)を設立した。キューバの民兵隊は、ルイジアナやフロリダ等他の西領インディアスにも投入され、スペイン帝国の防衛と治安維持の一翼を担うことになった。絶対王政下での民兵組織は Allan J.Kuethe, *Cuba*, 1753-1815: crown、military、and Society、Knoxville、The University of Tennessee

⁽¹⁾ ハバナは当時島で唯一外国との貿易に開かれていた港で、メキシコ湾の船舶の出入りを監視できる地政学上重要な位置にあった。ベネズエラ出身の革命家フランシスコ・デ・ミランダは「ヌエバ・エスパーニャ、島嶼部、大陸のすべての財宝の通り道」と述べている。Ramiro Guerra y Sánchez [et al.], *Historia de la Nación Cubana*, Habana, Editorial Historia de la Nación Cubana, 1952, p. 111.

Press, 1986や Gustavo Placer Cervera, *Ejército y milicias en la Cuba colonial*, 1763-1783, [Havana]: Embajada de España en Cuba, [2009] など、いくつかの研究で取り上げられてきた。これらの研究において指摘されるのは、スペイン王権とハバナのエリート貴族との協力関係が、キューバにおける軍と民兵組織の活動を支えたという点である⁽²⁾。

しかし、この協力関係は19世紀に入って本国とキューバを取り巻く情勢が大きく変化すると共に、変更を余儀なくされていく。本国では自由主義勢力が台頭し、1833年のフェルナンド7世の死と共に絶対王政は終わりを告げる。一方キューバでも、ハイチ革命の影響で製糖産業が急拡大すると、奴隷貿易によって島に連れてこられる黒人だけでなく、ペニンスラールと呼ばれる本国からの移民も増加した。このような島の人口構成の変化はクリオーリョ(アメリカ生まれのスペイン人)の心理や行動にも不安の影を落とし始める。さらに1830年代は、本国とキューバとの関係を見る上でも重要な時期である。自由主義政権の下で制定された1837年憲法がキューバには適用されず、その結果スペイン王国固有の領土から植民地へと島の立場を低下させたと考えられるからである⁽³⁾。こうした政治、経済、社会の変化は、キューバの伝統的な秩序を動揺させ、治安維持装置として機能してきた民兵組織のあり方にも少なからぬ影響を与えたはずである。

一方,これまで19世紀の歴史研究において民兵が取り上げられる場合,

⁽²⁾ スペイン王権は彼らの政治的忠誠を求める代わりに、その経済的な利益(商取引税の引き下げ、商業規制の撤廃など)に配慮し、ローカルな社会秩序の維持に必要な名誉と地位も与えた。少数の有力家門は社会的ステータスを高め、他者との差別化を図るために軍や民兵組織で昇進することに熱心であった。

^{(3) 1812}年に成立した自由主義的なカディス憲法は、本国と西領アメリカに暮らすスペイン人の間の「平等」を宣言したにも関わらず、1834年に成立した自由主義政権は、キューバなど海外県に1837年憲法を適用しなかった。さらに、キューバ選出議員を国会から追放した。19世紀のスペイン植民地主義を研究しているフラデーラは、1837年をそれまでの対キューバ政策の転換点と位置づけている。Josep M. Fradera, *Colonias para después de un imperio*, Barcelona, edicions bellaterra, 2005, p. 58, 255.

その対象はほとんどが1868年のキューバ独立戦争勃発時に、キューバ総督 によって編成された義勇兵隊(Cuerpo de Voluntarios)であり、それ以 前の民兵組織を専門的に分析した研究はない(4)。フアン・ボスコ・アモー レスも、「1815年から1868年の間、キューバの軍事機構に関する専門的研 究はない⁽⁵⁾」と指摘している。Marilú Uralde Cancio, Voluntarios españoles de Cuba española (1850-1868), La Habana: Editorial de Ciencias Sociales, 2011がほとんど唯一の論考ではないかと思われるが、こ れもナルシソ・ロペスによるキューバ侵攻(1850-51年)後の民兵組織の 整備を対象としている(6)。ロペス侵攻以前の19世紀前半については依然と して空白状態のままである。

絶対王政下の「訓練された民兵隊」も19世紀後半に編成された義勇兵隊 も地域住民から構成され、それぞれの時代における社会の支配的秩序を維 持する役割を担わされた点では同じである。しかし、スペイン国王に忠誠 を誓う少数貴族によって率いられる前者のような民兵隊と 1. スルエタや I. バローなど一部の強硬なスペイン主義者(スペインによる植民地支配を 堅持する立場)に率いられ、主に本国からの若い移住者から構成された義 勇兵隊⁽⁷⁾では、活動目的や内容、擁護する利益などで大きく異なっている。

⁽⁴⁾ 島の東部でスペインからの独立を目指してゲリラ戦を展開した「マンビエ ス」も民兵組織であったが、既存の植民地秩序を破壊するという革命的な性格 をもっているので、本稿では取り上げない。一方、ホセ・アントニオ・リボー をはじめスペイン主義者の手になる義勇兵隊に関する著書はいくつかあるが、 どれも義勇兵を「スペインとスペイン人の利益を守るために戦った愛国者」と して描いている。 José Antonio Ribó, Los voluntarios cubanos. Madrid. Imprenta y Litografía de Nicolás González, tomo I ,1872, 第 2 版, p. 92.

⁽⁵⁾ Juan Bosco Amores, "Historiografía española sobre Cuba colonial (1940-1989)", Revista de Indias, 1990, vol. L, no. 188, p. 253.

⁽⁶⁾ コンチャ総督によって組織されたこの民兵隊は、1868年に編成された義勇兵 隊の前身と言える。

⁽⁷⁾ Inés Roldán de Montaud. La Restauración en Cuba. El fracaso de un proceso reformista, Madrid, CSIC, 2000, p. 27. バローもスルエタも本国出身の 商人で、主に奴隷取引によって資産を形成し、その後農園を所有するに至った。

どちらの民兵組織もキューバの歴史の方向性を左右する重要な意味をもっているのだが、「訓練された民兵隊」から義勇兵隊へと、島の秩序維持を担う組織がどのように変化していったのか、その過程はほとんど分かっていない。これを明らかにすることは、キューバが19世紀に入って王国領土の一部から植民地へと変化した、その変化の内実を明らかにすることであり、さらに本国から移住してきたペニンスラールがクリオーリョの伝統的秩序をいかに切り崩し、それを自分たちの利益にそって組み替えていこうとしたのかを知る手掛かりにもなるだろう。本稿ではこうした問題意識に沿って、研究史上空白となっている19世紀前半、特に絶対主義から自由主義へと政治体制が変化した1820-30年代に焦点を当て、ハバナ民兵組織がいかなる利益の下、どのような人々によってコントロールされていたのかを分析していく。

利用する史料は、ハバナのホセ・マルティ国立図書館に所蔵されている Guia de Forasteros de la siempre fiel de Cuba, (Habana, Imprenta del Gobierno y Capitán General por S.M.) の1826年から1842年までの記録である $^{(8)}$ 。『ギア・デ・フォラステロス』は、島を訪れる本国からのスペイン人や外国人のためにハバナ総督府が毎年出版する情報誌で、総督府やアウディエンシア(聴訴院)、インテンデンシア(王によって派遣された監察官職 $^{(9)}$)など主要な統治機構、ハバナ市参事会(カビルド)、司教座教会などの構成員の名前、さらには市民生活にとって大切な公証人や医師、主要商店などの名前や住所が掲載されている。

どちらもクリオーリョへの政治的妥協を一切認めず、スペインの植民地支配を 堅持しようとするスペイン主義の代表的存在。

^{(8) 「}自由主義の3年間」にあたる1821-22年については、マドリードで出版された Guia de Forasteros de Madrid para el Año de 1821, 1822 en la Imprenta Nacional を利用している。

⁽⁹⁾ フランスに倣って1765年にハバナで初めて設置され、その後西領アメリカ全体に設置された。税金の徴収や諸産業の振興などについて責任をもち、広範な権限を与えられた。

絶対王政下の伝統的秩序

(ア)伝統と名誉:Milicias disciplinadas(訓練された民兵隊)

ハバナがイギリスからスペインに返還された直後、総督として赴任した リクラ伯爵とアレハンドロ・オレイリー将軍は、それまでの白人やパルド (pardo: 白人と黒人の混血) から成る民兵部隊を統合・再編し、「訓練され た民兵隊 Milicias Disciplinadas」(以下 MD と略)をつくりあげた。この 民兵隊の基礎となったのが、王権とキューバ・エリート層の協力関係であ り、クリオーリョを武装させることで懸念される「政治的危険性を最小化 する」のも、この双方の信頼関係であった。

1769年1月に発布された歩兵・騎兵に関する規則によると、「全臣民は 祖国防衛と国王への奉仕の義務がある | とされ、15~45歳までの全男性 住民が兵員リストに登録された(11)。英軍占領の記憶が生々しいハバナでは、 登録への意欲は比較的高かったようであるが、規則には「短期間で除隊の 許可を求める者も多い」という記述もある。登録できたのは、定まった 住所をもつ住民 (vecinos) のみで、定住所をもたない者 (moradores, transeúntes) は除外された。

民兵は大きく歩兵と騎兵。竜騎兵四に分けられる。歩兵は、白系住民か ら構成される5大隊、パルドから成る2大隊44、モレーノ(黒人)65から成

⁽¹⁰⁾ Placer Cervera, op. cit., p. 126.

⁽¹¹⁾ Reglamento para las milicias de infantería y caballería de la Isla de Cuba:Aprobado por S.M. y mandado que se observen inviolablemente todos sus artículos, por real cédula expedida en el Pardo á 19 de enero de 1769, Reimpreso en Lima, en la Imprenta de la Real Casa de los Niños Expósitos, Año de 1793, p. 21. ただし、弁護士、公証人、医師、役人や教会関係者など特 定の職業についている者, 砂糖農場の現場監督 (mayorales) など特定の産業 分野で働く者は対象外とされた。Reglamento, p. 25.

⁽¹²⁾ Reglamento, p. 55.

⁽¹³⁾ 軽装備の騎兵で、主にパトロールや兵站を任務とする。

^{(14) 16}世紀、パルドは白人と混在して隊に参加していたが、数の増加により17世 紀初頭には独立して編成されるようになった。Herbert S. Klein, "The colored

部隊	構成人数*
ハバナ白人歩兵連隊 (2大隊)	1600
ハバナ騎兵連隊	650
ハバナ自由パルド歩兵大隊	800
ハバナ自由モレーノ歩兵大隊	800
マタンサス竜騎兵連隊	450
クアトロ・ビジャス白人歩兵大隊	800
プエルト・デル・プリンシペ白人歩兵大隊	800
サンティアゴ・バヤモ白人歩兵大隊	800
サンティアゴ・バヤモ自由パルド歩兵大隊	800
合計	7500

表 1. キューバにおける「訓練された民兵」(1763-64年)

出典: Gustavo Placer Cervera, *Ejército y milicias en la Cuba colonial, 1763-1783,* p. 82. ※この数字には将校など幹部は含まれていない。

る1大隊から編成された。騎兵と竜騎兵は各1連隊で、どちらも白系住民のみから構成された(表1)。ハバナには全兵力の半分以上が配置され、この街の重要性が見てとれる。歩兵第1大隊はハバナ市内、第2大隊はコヒマール、バクラナオ、グアナバコアなど近郊の8区域を管轄している。ハバナ以外では、マタンサスとクアトロ・ビジャス(中心都市トリニダーとその周辺の3村)、プエルト・プリンシペ、サンティアゴ・デ・クーバといった地方の中心都市で結成された。

民兵隊の役割は、正規軍が街の外に出撃したとき、代わりに要塞や戦略 拠点の防衛にあたることであった。武器は訓練の時にだけ配られ、終了す れば回収され、一か所に集めて保管された。制服は自費で調達しなければ

milicia of Cuba: 1568-1868", *Carribean Studies*, vol. 6, No. 2, p. 18. 同じ頃、モレーノの民兵隊も登場し、1770年ごろ島内の全兵士11,667人のうち、白人民兵が4,645人、非白人民兵3,413人、そして正規軍兵士が3,609人であった. *Ibid.*, p. 20. (15) モレーノという言葉はムラート(白人と黒人の混血)をさす場合もあるが、ここでは黒人をさしている。

ならなかったが、死亡や除隊した場合には、後任者に回された¹⁶。士官や 下士官クラスは有給であったが、一兵卒は基本的に無給で奉仕した。軍事 教練は必ず退役軍人を教官として、隊員の仕事になるべく負担とならない ように、通常日曜日のミサの後に行われた。大規模訓練(歩兵は2ヶ月に 1 度, 騎兵は1ヶ月に1度) では銃と弾薬が配られた。年に1度, 12月の 祝日に大隊の閲兵式 (inspección general) が行われ、すべての欠員が補 充された(17)。

(イ) 社会的ヒエラルキーの維持

民兵組織は白人、パルド、モレーノと人種ごとに編成され、当時の社会 的ヒエラルキーを反映したものになっている。ハバナではパルドとモレー ノ部隊が各800人で、合計すると白人部隊の人数と同じになる。白人部隊 とパルドやモレーノなどの非白人部隊の間には、格付けや処遇などの面で 差がつけられていた®。最も問題の火種となったのが、非白人部隊の教官 (subinspector) が常に白人であったことだ。規則には、非白人大隊の将 校に対して「敬意を払わなければならない」「誰も彼らを言葉や行動で侮 辱することは許されない | と記載されているが¹⁹. こうした記述のあるこ と自体が、実態はそうでなかったことを示唆している。パルドやモレーノ 部隊内には、自分たちの指揮官が人種的な理由で、白人教官から屈辱的な 扱いを受けることに対する不満がくすぶっていた。

非白人の多くは大工、仕立屋、鍛治屋、左官、靴職人など手に職をもつ 労働者で20 製材所、畜殺所、干し肉工場、革なめし工場などが立ち並ぶ

⁽¹⁶⁾ *Reglamento*, pp. 86–87.

⁽¹⁷⁾ Kuethe, *op. cit.*, p. 112.

⁽¹⁸⁾ 部隊が市外で作戦の展開,あるいは野営をしている間は日当が支払われた。 Reglamento の最後に掲載されている表によると、白人、パルド、モレーノの 各部隊の給与には若干の差がつけられている。

⁽¹⁹⁾ *Reglamento*. p. 53.

⁽²⁰⁾ Gustavo Placer, op. cit., p. 126.

市壁外(extramuros)に多く暮らしていた。彼らは実働部隊として要塞の見回り,防衛施設の建設,地域警察としての仕事などに駆り出された²³¹。またフロリダやルイジアナ遠征など島外への軍事作戦に動員されることもあった。日当が支給されるのは完全な軍事作戦への参加時だけで,長い拘束時間や辛い任務の割には報酬面で報われることは少なかった²²³。

それにも関わらず、身分制社会の下位に甘んじている非白人にとって、 民兵への参加は社会的上昇の貴重な機会となった。白人よりも非白人の方が民兵への参加率が高かったのもうなずける⁶³³。制服の着用や武器の所持 そのものが社会的ステータスを示すものであり⁶³⁴、さらに幹部に昇進すれば、任命が国王の名の下に行われ、自分の名字の前に「ドン」という敬称 をつけることが許された。功績のあった者には勲章が授与され、そして白 人と同じ場所での埋葬も許可された⁶³⁵。

また、年金や職業選択における優遇など実利面でのメリットもあった。 白人、非白人の区別なく与えられる軍人特権(fuero militar)も大きな魅力である。例えば、民兵隊員が事件を起こした時、通常の裁判機関ではなく、島の行政官(Gobernadores)に審理が委ねられた²⁰⁰。これは民兵隊内の規律を維持するという目的だけでなく、民兵隊員の権利を擁護するという側面もあり、不服のある場合には総督(行政官兼司令官)に上訴することができた。次に、民兵隊員の職位に応じて、様々な税が免除されたこと

⁽²¹⁾ Klein, op. cit., p. 19.

⁽²²⁾ Ibid., p. 25.

^{(23) 1770}年代, 島内で約15,000人いる非白人のうち, 民兵隊に参加していた非白人は3,413人で, これは5人に1人の割合である。一方, 白人は12人に1人しか入隊していなかった。 *Ibid.*, p. 21.

²⁴ 資格が無いのに制服を着用し、武器を所持することは禁止され、違反すれば 罰金や禁固刑が科せられた。また、無断で制服や武器を購入した場合にも罰金 や強制労働が科せられた。*Reglamento*, p. 56-58.

⁽²⁵⁾ Rafael Duharte Jimenez, "El ascenso social del negro en la Cuba colonial", Boletín Americanista, No. 38, 1988, p. 37.

²⁶⁾ 島の行政官はハバナとサンティアゴ・デ・クーバに 1 人ずつ置かれている。 他のいかなる司法機関も事件を審理できない。*Reglamento*, p. 92.

である。例えば、行政や司法機関は本人の意志に反して、自治体や教会等 の役職を強制すること. あるいは軍のための宿泊場所や荷車. 食糧の提供 を強制することができなかった™。これらの特権は、20年以上勤務を続け

能力があり意欲的な非白人にとって、民兵隊への参加は自身の社会的上 昇の機会を、そして彼らの息子たちにはより良い教育や職業選択の自由を 提供する可能性を与えてくれるものであった®。資金にゆとりがあれば、 裕福な白人が貴族の称号を買うのと同様に、民兵幹部のポストを手にいれ るために国庫へ「寄付」を行った⁽³⁰⁾。またスペイン王権の側も、そうした 彼らの心理を巧みに利用し、忠誠心に報いるための配慮を怠らなかった。 非白人社会の中に特権的な階層をつくりだし、奴隷や社会の下層に位置す る民衆の不満の爆発や反乱を抑制する障壁をつくろうとしたのであった。

3 ハバナ民兵組織幹部の分析(1821-42年)

それでは、民兵隊幹部ポストにはどのような人が就任したのだろうか。 この章では1821-22年の『ギア・デ・フォラステロス・デ・マドリード』. および1826-42年の『ギア・デ・フォラステロス・デ・クーバ』に名前が 記載されている MD の白人歩兵第1大隊, 白人歩兵第2大隊, 騎兵大隊, 自由パルド大隊、自由モレーノ大隊の、作戦司令部を構成する土官(大佐、 中佐、少佐)22名をピックアップし、彼らの在任期間 貴族のタイトル の有無.婚姻や親戚関係.職業[®]などを調べた(表2)。

⁽²⁷⁾ *Reglamento*, pp. 48–50.

⁽²⁸⁾ Ibid., p. 109.

⁽²⁹⁾ Klein, op. cit., p. 26.

⁽³⁰⁾ Duarte, op. cit., p. 37.

^{(31) 1823-25}年の『ギア・デ・フォラステロス』は欠落している。また史料はあ っても名前などの情報が記載されていない年もあるので、表の在任期間は最少 の期間を示している。

³² 民兵隊幹部の土地(農園)所有については、Los ingenios: colección de vistas de los principales ingenios de azúcar de la Isla de Cuba, [Madrid],

	ポスト	氏名 (カッコ内は在職年)	在任 期間	貴族の称号 (本人)	婚姻・親戚関係	職業・農園所有等
白人歩兵連隊	大佐 (第1大	ホセ・レミヒオ・ピ タ (1821-22)	2			退役軍人。市参事 会員 歩兵第1大隊中尉 (1809年:60歳)
PS PS	人隊トップ)	★アントニオ・マリ ア・デ・カルデナス =ベレス・デ・ゲバ ラ (1827-36)	10		妻はF.ベイティア (白人第2歩兵大隊中 佐)の姉。	地主。カラトラバ 騎士団 ⁸⁸ 父はハル ーコ伯爵 予 備 歩 兵 大 尉 (1809:32歳)
		マヌエル・オレイリ ー・イ・カルボ・デ・ラ・ブエルタ [®] (1838-42)	5	リー伯爵, 第 4代ブエナビ スタ伯。フス ティス・デ・	第6代サン・フェリペ・イ・サンティアゴケ伯爵(大貴族)と結婚。彼女は5大家門の一つヌニェス・デル・カスティーリョ家出身。	地主窓。ハバナ参事会員。 事会員。 曽祖父はMDの 創設者オレイリー 将軍。アルカンタラ騎士団、サン・ エルメネセルド騎 士団母はキューバ総督と結婚
	中佐(第2大隊トップ)	★ [ホセ] マヌエル・デ・サルディーバル・イ・ムルギア (1809-22)	13	初代サルディ ーバル伯爵	ホセ・ラモン・サルデ ィーバルは息子。	サンティアゴ騎士 団 ⁵⁵ 。 地主(グイネス, ハルーコ, プエル ト・ブリンシペ等 に砂糖 農園 を所 有)。1868年の独 立戦争後, 財産を 没収。中佐(1809 年:58歳)

表 2. 訓練された民兵隊 (MD) 幹部 (1821-1842年)

Centro Estudios y Experimentación de Obras Públicas, CSIC, Fundación MAPFRE, [2005] に掲載されている 2つの調査($1860 \cdot 1877$ 年)を利用した。本稿で対象とする時期と数十年の「ずれ」があるが、農場・製糖所の体系的調査が19世紀前半に行われたことはなく、また有力家門内で世代を超えて受け継がれる農場の所有権が、短期間で頻繁に変わるとは考えにくく、ある程度の参照が可能であると思われる。

⁽³³⁾ Guillermo Hohmann Villena, Los Americanos en las Ordenes Nobiliarias, Madrid, CSIC, 1993, TomoII, p. 19.

⁽³⁴⁾ Francisco Xavier de Santa Cruz, Historia de familias cubanas, Tomo III, 1942, p. 352.

³⁵⁾ オレイリー家はグイネス近郊に農園「アレサンドラ」を所有。David

白人歩兵連隊	中佐(第2大隊トップ)	★フランシスコ・ハ ビエル・ベイティ ア・オファリル (1827-33)	7	第2代レアル・ソコーロ侯爵(歩兵連隊大佐)の息を受害。父も歩兵連隊大佐。姉が歩兵連隊大佐第3代ナス・デ・モンテエルモソ侯と結婚。おいいはフェルナンド7世騎兵レート・イ・ベイティア。	予備歩兵大尉
		★ホアキン・デ・カ ルデナス [イ・チャ コン] (1835-37)	3	父が初代カルデナス・ デ・モンテ・エルモソ 侯爵の異母兄弟	
		★ホセ・ラモン・サ ルディーバル(1839- 42)	4	サルディーバル伯の息子。妻バルバラは「フェルナンド7世騎兵隊」第2部隊長の妹で,第2代モンテエルモソ侯爵の姪。	(1809:24歳)
騎兵連隊	大佐	□マルティン・デ・ ウガルテ [イ・アロ ステギ] (1809-22)	13	バスク系貴族 [∞] 。同じ バスク系貴族の娘と結 婚。フェルナンド7世 騎兵隊大佐の M. デ・ アロステギは義理の兄。	(1809:51歳) 地主 (ウガルテー
		ピオ・ホセ・デ・ソ トロンゴ(1826-38)	13	キューバの最も古い家 門の一つで, 貴族の家 系を多く輩出 ⁴² 。	
		フランシスコ・ゴン サレス(1839)	1		
		ホセ・ロドリゲス (1840-42)	2		

Turnbull, *Travels in the West. Cuba with notices of Porto Rico, and the slave trade*, London, Longman, 1840, pp. 280–282.

⁽³⁶⁾ Lohmann Villena, op. cit., Tomo II, p. 210.

⁽³⁷⁾ Ibid., Tomo I, pp. 461-462.

⁽³⁸⁾ Santa Cruz, op. cit., Tomo III, p. 84.

⁽³⁹⁾ Los ingenios de la isla de Cuba, p. 246.

⁽⁴⁰⁾ Santa Cruz, op. cit., Tomo II, 1940, p. 382.

⁽⁴¹⁾ Aurelio José Miguel Isamat Anaque de Catalania, Capellanía de San Miguel de Jiquiabo, 2009, www.sangrial.com/pdf-files/sanmigueldejiquiabo.pdf

⁽⁴²⁾ Santa Cruz, op. cit., Tomo V, 1944, pp. 281-348.

騎兵連隊	中佐	◆ホセ・デ・アレド ンド・イ・アンブロ ディ(1821-22)	2	初代バリェリャノ伯爵	ホセ・リッカルド・オ ファリル中佐の妹と結 婚。	
騎兵連隊	中佐	◆ホセ・リッカル ド・オファリル・ イ・アレドンド (1828-41)	14		前任者とは義兄弟。オファリル家はアイルランド系。父も騎兵隊中佐 (1809)。初代フェルナンディーナ伯爵(大貴族)の娘(エレーラ家)と結婚 ^[46] 。	サンティアゴ騎士
	少佐	マヌエル [マリアノ ?]・チャコン [・ イ・ノローニャ] ⁽⁶⁷ (1809-39)	30		チャコン家はモジーナ 伯(大貴族)など複数 の貴族を輩出。	
	少佐	⋉トマス[ドミンゴ] デ・ソトロンゴ・[イ・フランチ=アルファロ] (1809-22)	13		第3代レアル・プロク ラマシオン侯爵の娘と 結婚 (後に裁判で敗れ る) ¹⁶⁹ 兄クリストバルの妻は ウガルテ家出身 ⁵⁰	大尉第2指揮官 (1809:59歳) 地主 ⁵⁰
		ラファエル [イグナ シオ] デ・モラレス (1826-33)	7			大尉第2指揮官 (1809:36歳)
		★ガブリエル・マリ ア・デ・カルデナス [イ・ベイティア] (1826-41)	7	後に第4代カ ル デ ナ ス・ デ・モンテ・ エルモソ侯爵	父は歩兵連隊大佐。	地主

⁽⁴³⁾ Lohmann Villena, op. cit., Tomo II, p. 275-276.

⁽⁴⁴⁾ Santa Cruz, op. cit., Tomo III, 1942, p. 342.

⁽⁴⁵⁾ Rolando T.Ely, *Cuando reinaba su Majestad el Azúcar*, La Habana, Edciones Imagen Contemporánea, 2001, p. 411

⁽⁴⁶⁾ Lohmann Villena, op. cit., Tomo I, p. 288.

^{(47) 『}ギア・デ・フォラステロス』 にはマヌエルとあるが、おそらくマリアノの誤り。Santa Cruz, *op.cit.*, Tomo III, 1942, p. 137.

⁽⁴⁸⁾ Jacinto Salas y de Quiroga, Viages: Isla de Cuba, Madrid, Boix Editor, 1841, p. 215, 241.

⁽⁴⁹⁾ Santa Cruz, op.cit. Tomo V, 1944, p. 337

⁽⁵⁰⁾ Ibid., p. 336.

⁽⁵¹⁾ Los ingenios de la isla de Cuba, p. 405.

自由パルド	少佐	フアン・デ・ディオ ス・ サ ン チ ェ ス (1829-37)	10		
ルド歩兵大隊		フェリス・ホセ・ロ ドリゲス(1839)	1		
自由モ	少佐	イシドロ・モレーノ (1828-34)	7		
レ		ガブリエル・ドロテ	2		

出典: Guia de Forasteros de la siempre fiel de Cuba, 1826-1842から執筆者作成。

オ・バルバ (1835-

アントニオ・ガレラ (1837-39)

36)

ノ歩兵大隊

1821, 22年は Guia de Forasteros de Madrid para el Año de 1821, 1822から作成。1809年での民兵隊の地位、年齢は Allan J.Kuethe, Cuba, 1753-1815 Crown, Military, and Society, pp. 187-189を参照。★◆区は同じ印の者同士が親族関係にあることを示している。網掛けは5大家門。 □ は筆者の補注。

白人部隊の幹部は、かなり高齢になるまで長期間同じポストに就いていた。たとえば歩兵連隊第1大隊トップのホセ・レミヒオ・ピタ大佐は、1809年に歩兵第一大隊大尉であった時すでに60歳で、記録が残っている最後の年(1822年)には73歳になっていた。第2大隊トップのマヌエル・デ・サルディーバル中佐も1809年に58歳で、1822年には71歳。騎兵連隊少佐のマヌエル・チャコンは1809年に56歳、記録されている年齢が正しいとすれば、1839年には86歳の高齢であった。騎兵連隊少佐のトマス・デ・ソトロンゴも1822年に72歳である。若い時に中尉や大尉に就任し、歳をとるにつれて地位も上昇していったのであろう。大佐、中佐、少佐は実働部隊の指揮官というよりは「名誉職」としての性格が濃かったように思われる。1834年に自由主義政権が成立し、政治体制が変化したにもかかわらず、彼らの多くは同じポストにとどまり続けた。

幹部の多くはカルデナス,カルボ・デ・ラ・プエルタ,チャコン,オレイリー,オファリルなどハバナを代表するカスティーリャ貴族の家系,も

しくはアロステギ,ウガルテ,サルディーバル,ベイティアなどバスクの旧家に属している⁶²²。白人幹部17名のうち5名が貴族の称号を所持している。幹部間の親族関係は表中の印 (★◆区)で示されているが,幹部同士が婚姻を通して複雑に結びついていることが分かる。自身が貴族の称号を持っていなくても,父や兄弟,伯父,叔父,あるいは義理の父など身近の者が称号を持っている。民兵組織の幹部ポストは,ハバナ上流階級の一部家門によってほぼ専有されていたといってよい。彼らは,市の参事会で要職を務め,あるいはサンティアゴ,アルカンタラなどの騎士団にも所属する名士である。彼らの経済的基盤は土地所有にあり,多くが砂糖農園を経営していた。

幹部ポストの継承は父や子、兄弟、あるいは親族間で行なわれる傾向が強い。たとえば歩兵連隊第2大隊トップの座は、マヌエル・デ・サルディーバル・イ・ムルギア中佐が1809年から22年まで務め、その17年後に今度は息子ホセ・ラモンが同じポストに就任している。騎兵連隊中佐ホセ・リッカルド・オファリル・イ・アレドンドも、かつて父ホセ・リッカルド・オファリル・イ・エレーラが騎兵隊大佐の職を務めていた⁶³。歩兵連隊大佐アントニオ・マリア・デ・カルデナス=ベレス・デ・ゲバラ(第3代カルデナス・デ・モンテエルモソ侯爵)と騎兵連隊少佐のガブリエル・マリアは父子である。

有力家系同士での結びつきを深める婚姻は、社会・経済的な力を保持するために非常に有効な手段であり、民兵規則も婚姻についてわざわざ1章

⁵² 騎兵連隊大佐のフランシスコ・ゴンサレス,ホセ・ロドリゲスの2名は,どういう人物か不明である。

⁵³ オファリル家はアイルランド系。18世紀初頭にハバナに来て、地元の旧家と婚姻を通して結びつき、奴隷売買と砂糖農場の経営によって「ハバナで最も有名で裕福な家族の一つ」となった。父ホセ・リッカルドはハバナ上流社会を代表する名士であった。その兄ゴンサロ・オファリルも軍人として異例の出世をとげ、マドリードの宮廷でカルロス4世の信認を得て、クリオーリョとして初の陸軍大臣にまで上り詰めた。Ma. Dolores González-Ripoll Navarro, *Cuba, La isla de los ensayos, Cultura y sociedad (1790-1815)*, Madrid, CSIC, 1999, p. 140, 227.

を割いている

「きょう」、

、主官は無給の場合、誰と結婚するかについて、上官を通 して本国に報告しなければならない。有給の場合には、本国の許可なくか ってに結婚することは許されなかった。身分(出生)や地位に相応しくな い結婚をした者はポストから外され、年金支給などの権利をはく奪された。 妻としてふさわしい女性は士官の娘かイダルゴ(郷士)もふくめた貴族の 家系の娘であり、平民の場合には善良で正直、かつ血の純潔⁵⁵などの規定 に合致した男性の娘であることが求められた。持参金の額も決められ、妻 となる女性の洗礼記録、父親の許可証、貴族の場合は貴族であることの証 明. 血の純潔証明など様々な書類の提出が必要であった。

民兵隊内における親族のつながりは複雑である。歩兵連隊大佐の第3代 カルデナス・デ・モンテエルモソ侯爵

「は、同じ隊のフランシスコ・ベイ ティア・オファリル⁵⁸中佐の姉と結婚し、ホアキン・デ・カルデナス中佐 とも親戚である。祖父の初代侯爵がホアキンの父と異母兄弟であるからだ。 さらにサルディーバル家とも婚姻を通して結びついている⁵⁰。つまり、歩 兵連隊の幹部7名のうち、2名を除く全員が侯爵と何らかの親族関係にあ った。騎兵連隊においても、ホセ・アレドンド・イ・アンブロディ中佐 (初代バジェジャノ伯爵) は後任となるホセ・リッカルド・オファリル・ イ・アレドンド中佐の妹と結婚しているので、義理の兄弟の間柄である。 ホセ・リッカルドは自身が5大家門の一つエレーラ家の女性と結婚し、第

⁽⁵⁴⁾ *Reglamento*, pp. 72–80

^{(55)「}血の純潔」とは、新キリスト教徒(改宗したユダヤ教徒やイスラーム教徒 およびその子孫)を旧キリスト教徒と区別し、行政組織や様々な団体の役職か ら排除するために設けられた差別的規定のこと。

⁽⁵⁶⁾ これらの厳しい規定は白人に対してのみで、パルドやモレーノの士官、下士 官は、上司の許可なく結婚できた。報告も結婚後に行えばよかった。

⁽⁵⁷⁾ 彼の祖父アグスティン・デ・カルデナスは、英軍のハバナ占領時に示した功 績により1765年カルロス3世から爵位を授かった。

⁽⁵⁸⁾ ベイティア家は、祖父のホセ・デ・ベイティア・イ・レンテリアが、1770年 カルロス3世からレアル・ソコーロ侯爵の称号を受けたのが始まりである。

^[59] 第2代モンテエルモソ侯爵の姪バルバラがホセ・ラモン・サルディーバルと 結婚している。

2代フェルナンディーナ伯爵(大貴族)を義理の兄としてもつことなった。 親族のネットワークは MD という部隊を越えて広がっている。ハバナ 騎兵連隊大佐マルティン・デ・ウガルデ・イ・アロステギの姉は「フェルナンド7世騎兵隊」(第4章参照)を率いるマルティン・デ・アロステギ・イ・エレーラに嫁いだ。ウガルテ家(アラバ)もアロステギ家(ナバーラ)もバスクの家系で,両騎兵隊のトップ同士が義理の兄弟となった⁶⁰⁰。 歩兵連隊大佐第3代モンテエルモソ侯爵と「フェルナンド7世騎兵隊」の第2部隊長ホセ・マリア・デ・カルデナスはいとこ同士である⁶⁰¹。分析を通して見えてくるのは、ハバナ民兵組織幹部たちの複雑かつ強い血縁の結びつきである。婚姻を通して社会的な影響力を確保しながら、できるだけ限られたグループ内でポストの継承を行なおうとしていたのだろう。『ギア・デ・フォラステロス』を見る限り、1833年から34年にかけての絶対主義から自由主義への政治体制の変化が、幹部の人選に何か変化をもたらしたようには思われない。

最後に、非白人部隊の幹部について見てみよう。白人教官(subinspector)の名前は『ギア』に継続して記載されているが、その下のパルド、モレーノの指揮官名は省略されている年が多く、彼らについての情報はほとんどない。しかし、パルド歩兵大隊少佐フアン・デ・ディオス・サンチェス(10年)やモレーノ大隊少佐のイシドロ・モレーノ(7年)のように、長期にわたって幹部ポストを務める有力者のいたことが読み取れる。『ギア』では彼らの名前の前に「ドン」という敬称がつけられている。

4 製糖産業の発展と農村秩序の維持

(ア) 奴隷反乱と新しい民兵の組織化

19世紀前半、キューバでは農園で働く奴隷による小規模な暴動が頻発していた。1812年、ハバナ郊外のグアナボにある砂糖農園で「アポンテの

⁽⁶⁰⁾ Isamat Anaque de Catalania, *op. cit.* p. 7.

⁽⁶¹⁾ 第2部隊長の父カンポ・フロリド侯爵と第2代モンテエルモソ侯爵は兄弟。

乱」と呼ばれる奴隷反乱が勃発した。主導者とされたホセ・アントニオ・ アポンテはハバナの大工で、自由モレーノ大隊に長年参加していた[6]。反 乱謀議のネットワークはハバナだけでなく. 近郊地域や中部. 東部の町に も密かに広がり、初めての組織的な奴隷反乱計画であった⁶³。そしてこの 年、総督府によって「フェルナンド7世騎兵隊 という新しい民兵組織が 設立される。

スペインの統治秩序を動揺させたのは、奴隷反乱だけではない。クリオ ーリョの間でもスペインからの独立をめざす革命的活動がみられるように なった。1823年「ボリーバルの太陽と光 Los Soles v Rayos de Bolívar という名の秘密結社による反乱謀議が発覚しし、その翌年にスペイン軍は 「アヤクーチョの戦い」で大敗し、アメリカ大陸における諸共和国の独立 が決定的となった。さらに、1825年にはキューバのマタンサスにあるコー ヒー農園で奴隷たちが反乱を起こし、主人などを殺害する事件が発生した。 製糖産業を支える奴隷労働はキューバ経済の根幹をなしていると言え、そ れゆえクリオーリョ農園主はハイチのような奴隷反乱の発生を最も恐れて いた。彼らが本国の強権的支配を甘受していたのも、ハイチと同じ轍を踏

⁶²⁾ Jorge Pavez Ojeda, "The "painting" of Black History: The Afro-Cuban Codex of Jose Antonio Aponte (Havana, Cuba, 1812), Written Cultures in a Colonial Context Text.indd 271, p. 1.

⁽https://www.academia.edu/1924863/The Painting of Black History The Afro-Cuban Codex of Jos%C3%A9 Antonio Aponte Havana Cuba 1812) [2015.3.21. 参照]

⁽⁶³⁾ 反乱の背景として①ハイチ革命の発生、②黒人奴隷の急増、③アメリカ大陸 におけるスペインからの独立運動の激化。 ④英などにおける奴隷制廃止運動の 盛り上がり、⑤本国スペインにおける自由主義勢力の台頭などがある。これら の要因が複雑に絡まり合って、奴隷の心理に影響を与えたとある。

⁶⁴ 反乱の首謀者たちは、総督によって未然に逮捕された。着任早々ビーベス総 督が見せた手腕について、ハバナの寡頭支配層を代表するオレイリー伯は「島 の守護天使が我々にビーベスをお遣わしになった。もし反乱計画が彼の着任前 に実行に移されていたら、〔われわれに〕のぞみはなかった」と称賛した。R. Larry Jensen, Children of Colonial Despotism, Press, Politics, and Culture in Cuba, 1790–1840, University Presses of Florida, 1988, p. 94.

まないこと、すべてそれが理由である。これはキューバ支配層にとってほとんど強迫観念となっていた⁶⁶。

スペインのキューバ領有を揺るがしかねない諸事件の発生を受けて、ビーベス総督は1825年、「フェルナンド7世騎兵隊」の規則を策定し組織を整備する。この民兵隊の主な役割は、「農村部の治安を維持し、犯罪者の追跡や捕縛において司法を支援すること」であった⁶⁰。自治体判事(juez pedáneo)の要請があれば出動し、「犯罪発生を防ぐための巡回やパトロールを常に行う」。道路の安全を確保し、不審者や浮浪者、無精者などが集まりそうな酒場を訪ね、もし外国人や不審者がいれば、身分証やパスポートの提示を求めることができた。現在の警察のような役割を担っていたと考えられる。必要とあれば「容疑者の逮捕を確実にするための変装」も許可された。

馬の購入やその維持費は各隊員の自己負担であった。しかし、馬を所有していなくても、頑強な若者は歩兵として参加することができた。規則によれば、16~50歳の男性は MD (訓練された民兵隊) の規則と抵触しない範囲で参加する義務があり、MD と異なり軍事特権は与えられなかった。武器は一部の者がピストルを所持する以外は、全てマチェテ(山刀)である。隊員は互いに連絡が容易な場所に住居を構える必要があり、上官は定期的に隊員や馬の健康状態をチェックして回った。

隊の活動を行う際、農園主に対して最大限の配慮が払われた。規則には 「巡回やパトロールは、農園主の利益を損ね、迷惑をかけることなく行わ

⁽⁶⁵⁾ Luz M. Mena, "Raza, género y espacio: las mujeres negras y mulatas negocian su lugar en La Habana durante la década de 1830", Revista de Estudios Sociales, no. 26, abril de 2007, p. 77.

⁽⁶⁶⁾ Reglamento para la organización y regimen de siete escuadrones de caballería, Milicias Urbanas Rurales de Fernando VII, formado el año de 1825, de oreden del Excmo. Sr. Capitán General de la Isla Don Francisco Dionisio Vives, Habana, Imprenta del Gobierno, 1847, p. 9. 以下,本文における騎兵隊の説明はすべてこの規則にもとづいている。

れなければならない。農場の管理者には、「奴隷暴動など」(筆者注) 不測の事 態が生じた場合の連絡先をあらかじめ通知しておく」と書かれている。こ の騎兵隊が展開したハバナ郊外は、製糖産業が最も早くから発展した地域 である。広大な農園を監視し、逃亡奴隷を追跡するには、歩兵よりも機動 力に優れた騎馬隊の方が適していた。「フェルナンド7世騎兵隊」は、ま さに奴隷労働に依拠するクリオーリョ農園主の利益を守るために設立され たと言ってよい。

(イ) フェルナンド7世騎兵隊幹部の分析(1826-42年)

フェルナンド7世騎兵隊は8つの騎兵隊(escuadrón)から成り、各々 が3中隊 (compañía) から、さらに各中隊が4つの分隊 (escuadra) か ら構成されている。各騎兵隊は兵士120名から編成され、総力960名、将校 も加えると約1,000名近い兵力となる。『ギア・デ・フォラステロス』によ ると、ハバナ市を東からぐるりと一周するような形で8つの管轄区域が設 定され、それぞれに第1~第8までの部隊が配置された。

表 3 は、1826-42年の間に総督によって任命された騎兵隊幹部14名の在 任期間、貴族の称号の有無、婚姻や親族関係を調べた結果である。

ポスト	氏名 (カッコ内は在職年)	在任 期間	貴族の称号 (本人)	婚姻・親族関係	職業・農園所有等
大佐	◎☆マルティン・デ・アロステギ・イ・エレーラ (1826-41)	16		バスク系貴族(イダル 対)。第4代ビリャル タ侯爵の孫。 最初の妻は第6部隊的 A. デ・ウガルテの 中のと2番目の妻は初け レアル・第3部隊長 が長はいとち 第7部隊長とこ 子供たち。ハバィは が大佐マルテとは ア・ウガルテとは の兄弟。第8 ド・リコ総督。	ハバナ市参事会員 カルロス3世騎士 団 [™] 管轄区域内のカラバ リョ,バイノアに複

表 3. フェルナンド 7世騎兵隊幹部 (1826-42年)

中佐	フアン・バウティス タ・ ブ ロ デ ッ ト (1826-42)	17			
第1部隊	★イグナシオ・デ・ペニャルベル・イ・ペニャルベル (1829-39)	11	第3代アルコス 侯 爵(父)	第2部隊長とは曽祖父 が兄弟。	カルデナスに砂糖農 園「プログレソ」を 所有 [™]
第1部隊	★イグナシオ・デ・ペニャルベル・イ・カルボ・デ・ラ・プエルタ (1840-42)	3	第4代アル コス侯爵 (息子)		同上
第 2 部隊	★ホセ・マリア・ デ・カルデナス・ イ・ペニャルベル (1829-42)	14		父が初代カンポ・フロリド侯爵。第1部隊長とは曽祖父が兄弟。ハバナ歩兵連隊大佐第3代モンテエルモソ侯爵はいとこ。	カルデナス家はハバ ナ近郊に「エル・カ ルメン」「サン・ガ ブリエル」「サン・ ルイス」など複数の 砂糖農園を所有 [™] 。
第 3 部隊	☆ミゲル・アントニ オ・デ・エレーラ・ イ・オファリル (1829-42)	14	アルメンダ レス 侯 爵 (1842年-)	第7部隊長といとこ。 父はハバナ騎兵隊中 佐宮。父とM.デ・アロステギ大佐はい路兵隊 同士。ハバナ騎兵隊中 たホセ・リカルド・オファリルは彼の母方のいとこ。	エレーラ家はハバナ 近郊に多数の農園を 所有。オファリル家 も管轄区域内に農園 を所有 ⁷⁸
第 4 部隊		17		父 (ペドロ・モンタル ボ・イ・アンプロディ) はハバナ民兵隊中佐。 5大家門カルボ・デ・ ラ・プエルタ家の女性 と結婚 妹が第8部隊長と結婚	サンティアゴ騎士団
第 5 部隊	エバリスト・[ヌニェス]・デル・カスティーリョ [・イ・ペレス・デ・アブレウ] (1829-1830)	2		ベフカル生まれ ^(S) (?) 曽祖父が初代サン・フ ェリペ・イ・サンティ アゴ侯爵 (大貴族)	カスティーリョ家は ベフカルに複数の砂 糖農園を所有。グイ ラ・デ・メレナには コーヒー農園を所 有 ⁷⁶
	★ [ホセ・] フラン シスコ・バレート [・イ・ベイティア] [™] (1836-42)	7	第3代 カ サ・バレー ト伯爵	バレート家はポルトガル出身。伯母がハバナ歩兵連隊大佐第3代モンテエルモソ侯爵の妻。伯父がハバナ歩兵連隊中佐 F.X. ベイティア・オファリル。	管轄区域内のマナグアに砂糖農園「リオ・オンド」を所有。第6管区内にも「サルバドール」所有。。

⁽⁶⁷⁾ Santa Cruz, op.cit., Tomo IV, 1943, p. 49.

⁽⁶⁸⁾ Lohmann Villena, op. cit., TomoII, p. 275.

⁶⁹ http://www.ecured.cu/index.php/Caraballo_(Jaruco) [2015. 3. 21. 参照]

第6部隊	▽ ◆ アグスティン・ バルデス・イ・アロ ステギ (1829-33)	5	第2代 サ ン・エステ バン・デ・ カニョンゴ 伯爵	の妹™。 2番目の妻は第7部隊	参事会員。管轄内キ
	◎ アグスティン・ [ホセ・] デ・ウガ ルテ・イ・リセル [®] (1836-42)	7		彼の伯母は M. デ・アロステギ大佐の妻。姉は総監督官クラウディオ・マルティネス・デ・ピニーリョスの妻。	
第 7 部隊	☆◆ミゲル・アント ニオ・デ・エレー ラ・イ・エレーラ (1829-42)	14		第3部隊長はいとこ ⁸⁸ 。 母と M. デ・アロステ ギ大佐はいとこ同士。 妹は第6部隊長の妻。 後にスルエタらと義勇 兵隊を組織 ⁸⁰ 。	
第8部隊	Φ▽◆フランシスコ・マンティーリャ・[ロウスタン・デ・エストラーダ] (1826-1834)	9		父はエシハ出身の軍 人。ベドロと兄弟。 P.モンタルボ・イ・ アンブロディの娘と結 婚したので、第4部 妖形を後囲の兄弟 ⁸⁸ 。 が第6部隊。弟ディオ ニシオはハバナ騎兵 隊中佐 J.R.オファリル の娘と結婚 ⁸⁸ 。	管轄区域内に複数の

- (70) Los ingenios de la isla de Cuba, p. 213.
- (71) *Ibid.*, pp. 321–322.
- (72) Santa Cruz, op. cit., Tomo II, 1940, pp. 209–210.
- (73) Ibid., p. 395.
- (74) Santa Cruz, op. cit., Tomo III, 1942, p. 302.
- (75) 両親はベフカルの町で暮らし、兄弟、姉妹もベフカルで洗礼を受けている。 Santa Cruz, op. cit., Tomo IV, 1943, pp. 254-256.
- (76) http://www.consultresearch.com/Familia.doc [2015.3.21. 参照]
- (77) Santa Cruz, op. cit., Tomo III, La Habana, 1942, p. 69.
- (78) Los ingenios de la isla de Cuba, p. 370, 404.
- (79) Santa Cruz, op. cit. Tomo V., 1944, p. 374.
- 80 Evaristo Zenea, Historia de la Real Casa de Maternidad de esta ciudad, La Habana, Impresor de la Real Marina, 1838, p. 315.
- (81) Santa Cruz, op. cit. Tomo V., 1944, p. 384.
- (82) Los ingenios, p. 319.
- (83) Santa Cruz, op. cit., Tomo II, p. 202.
- (84) 1860年代, ミゲル・エレーラはスペイン主義者フリアン・スルエタらと共に

▽◆ペドロ・マンテ ィーリャ・[ロウス タン・デ・エストラ ーダ] (1836-42)			フランシスコと兄弟。 カルデナス家の女性と 結婚。	管轄区域内に複数の 農園を所有 アルカンタラ騎士団
--	--	--	---------------------------------	---------------------------------

出典:ポスト, 氏名, 在任期間は Guia de Forasteros de la siempre fiel de Cuba, 1826-1842から作成。網掛け部分は5大家門。★☆◎❖Φ▽◆は同じ印の者同士が親戚関係にあることを示している。 「 」は筆者の補注。

幹部ポストの在任期間をみると、10年以上の長期にわたる者が14名中7名いる。1826年以前の記録はなく、1842年以降は未だ調査中なので、実際の在任期間は表の数字よりもさらに長い可能性がある。記録の範囲内での最長は17年で、軍事教練の責任者 J. バウティスタ・ブロデット中佐と第4部隊長 L. モンタルボの二人である。前者についての情報はほとんどない⁸⁷。おそらく本国から派遣された職業軍人で、そのままキューバに残ったのではないかと推測される。

表に記載された14名のうち自身が爵位を持つ者は5名で、それ以外の者も多くが貴族の家系に属している。ハバナで5大家門(エレーラ家、カルボ・デ・ラ・プエルタ家、ペニャルベル家、ヌニェス・デル・カスティーリョ家、ペドローソ家)と呼ばれる有力貴族に連なる者は、14名中8名にのぼる(表中の網掛け部分)。J. バウティスタ・ブロデットだけが貴族との関わりを確認できなかった。

ポストの継承を見てみよう。父から子に受け継がれたのは第1部隊である。すでに述べたように、ハバナの東に位置するこの区域は1812年に「ア

本国の植民地支配を維持するため、強力な義勇兵隊を組織した。

⁽⁸⁵⁾ Santa Cruz, op. cit., Tomo IV, 1943, p. 227.

⁽⁸⁶⁾ Ibid., p. 229.

⁸⁷ 彼に関する唯一の情報は、1812年にハバナで出版された Poesías del ciudadano Dr. José Fernandez de Madrid、Tomo primero、Habana、Imprenta Fraterna de los Díaz del Castro、impresores del Consulado nacional、1812 の 巻末に掲載されている購読契約者リストに大尉 (カピタン) の肩書で名前があるだけである。この詩集をフランシスコ・マンティーリャも 2 部購入している。

ポンテの乱」と呼ばれる奴隷反乱が発生した場所である88。第1部隊長89 の地位は父イグナシオ・デ・ペニャルベル・イ・ペニャルベル(第3代ア ルコス侯爵⁶⁰) から、1840年に息子イグナシオに引き継がれた。ペニャル ベル家は5大家門の一つで、スペインのグアダラハラに起源をもつ。初代 イグナシオ・デ・ペニャルベルが英軍のハバナ占領時にスペイン国王に忠 誠心を示したことで、その後爵位が与えられた。イグナシオ(父)は第2 部隊長 J.M. カルデナス・イ・ペニャルベルと曽祖父の代でつながってい る⁽⁹¹⁾。

ポストは兄弟間でも引き継がれた。第8部隊長™のフランシスコ・マン ティーリャとペドロ・マンティーリャ兄弟の父はセビーリャ出身の軍人で 貴族ではない。しかし、その長男フランシスコは第8部隊長のポストを獲 得した。1834年に彼が死去すると、次男ペドロがそれを引き継いだ。彼ら は幹部の中では他とは異なる性格をもっているので後述する。

表3を見ると分かるように、幹部同士の関係(同じ印で示されている) は、婚姻を通して複雑に結びつき、部隊を越えてハバナの MD 幹部とも つながっている。騎兵隊トップの大佐 M. アロステギ・イ・エレーラ⁸⁸は、 母が5大家門の一つエレーラ家出身で、第3部隊長崎と第7部隊長崎はい

⁸⁸⁾ http://www.ecured.cu/index.php/Guanabo_(La_Habana_del_Este) [2015.3.21. 参照]

⁸⁹ 第1部隊の管轄区域は、ハバナの東にあるグアナボ、サン・アントニオ・ デ・リオ・ブランコ、サンタ・クルス・デル・ノルテ、バイノア、カラバリョ。

⁹⁰ 彼は1811年に父ホセ・マリアから爵位を受け継ぎ、1863年に息子へ譲った。

⁽⁹¹⁾ 第2部隊の管轄区は、第1部隊よりやや南西に位置するハルーコ、タパステ、 カシグアス。

⁹²⁾ 管轄区域はハバナの西、グアナハイ、セイバ・デル・アグア、プエルタ・ デ・ラ・グイラ。

⁽⁹³⁾ 彼の父マルティン・デ・アロステギ・イ・バサーベはスペイン・キューバ間 の独占的交易を認められた「王立ハバナ交易会社」の責任者として島にやって きた。マルティン(息子)はこのポストを引き受けた時すでに60歳で、75歳ま でこの地位にあり、80歳の長寿を全うした。彼はカスティーリャ貴族のタイト ルを持っていないが、第4代ビリャルタ侯爵の孫にあたる。

とこの子供にあたる。また、彼の妻トマサはハバナ騎兵隊大佐 M. ウガル テの姉なので、2つの騎兵隊のトップ同士が義理の兄弟ということにな る[®]。さらにトマサは第6部隊長 A. ウガルテ・イ・リセルの伯母でもあ る⁵⁰。第2部隊長 J.M. カルデナス・イ・ペニャルベルは、第3章で述べた ように、ハバナの歩兵連隊大佐第3代カルデナス・デ・モンテエルモソ侯 爵といとこ同士。第3部隊長の M.A. エレーラ・イ・オファリルも、ハバ ナ騎兵隊中佐 J.R.オファリル・イ・アレドンドといとこ同士で、さらに M. アロステギ大佐と第7部隊長 M.A. デ・エレーラとも姻戚関係にある。 第5部隊長 I.F. バレート・イ・ベイティアは、母がハバナ歩兵連隊中佐の F.X. ベイティア・オファリルと兄妹で、さらに母の姉はハバナ歩兵連隊 大佐の第3代カルデナス・デ・モンテエルモソ侯爵に嫁いでいる。第6部 隊長 A. バルデス・デ・アロステギは第7部隊長と義理の兄弟である。こ のように、フェルナンド7世騎兵隊とMDの幹部ポストは、婚姻を通し て互いに複雑に結びついた特定の人々の間でほぼ専有されていたことが分 かる。フェルナンド7世騎兵隊についても、絶対主義から自由主義への政 治変化が、幹部ポストの人事に何らかの影響を与えたようには見えない。

幹部の多くはハバナの貴族の家系に連なる者であったが、第8部隊のマンティーリャ兄弟は例外的と言える。彼らの父はセビーリャ近郊エシハ出身のフリゲート艦艦長で、サン・エルメネヒルド騎士団に属してはいるが貴族ではない¹⁸⁸。ハバナ生まれの女性と結婚し、そのままキューバに残った。彼の息子たちはグアナハイやマリエル、グアヤバルなど第8部隊の管

⁹⁴ 第3部隊の管轄区は、第2部隊よりも東南に下ったマドゥルーガ、ピピアン、 ヌエバ・パス。

⁽⁹⁵⁾ 第7部隊の管轄区は、ハバナ南西のサン・アントニオ・デ・ロス・バニョス、アルキサル、グイラ・デ・メレナ。

⁽⁹⁶⁾ Isamat Anague de Catalania, op. cit., p. 7.

⁹⁷⁾ 第6部隊の管轄区はハバナから南へ下った島の反対側に位置するバタバノ, サン・アントニオ・デ・ラス・ベガス、キビカン。

⁹⁸ Lohmann Villena, op. cit., TomoII, p. 70.

轄区内に広大な農園を所有していた™。当時、キューバを訪れた外国人の 旅行記に、彼らの農園の様子が描かれている。

1834年から3年間キューバに滞在したアメリカ人旅行家Cマレーは、 ハバナから馬車で西に数時間のアルテミサにあるディオニシオ・マンティ ーリャ(二人の弟)の大農園を訪れた™。奴隷制廃止運動の活動家であっ た D. ターンブルもハバナ近郊にある彼らの農園「ロス・オノーレス | を 訪れている。ターンブルによれば、他の貴族的な農園主たちがハバナに邸 宅を構えているのと異なり、マンティーリャ家は農園で暮らしていた。奴 隷は211人で、年に2000箱の砂糖を生産した™。スペインのロマン主義作 家で、1839年末からキューバに滞在したハシント・デ・サラス・イ・キロ ーガもこの農園を訪れている。農園では200人ほどの黒人奴隷が働き、彼 も含めて白人はわずか10人足らずであったと述べている¹⁰⁰。

サラス・イ・キローガは旅行記の中で、マンティーリャ家の社会的上昇 に対する異様なほどの熱意について語っている。国王から勲章を受けるた めに多額の資金(数千ペソ)を使ったと知って驚いた著者は、ただ「エク セレンシア (閣下)」と呼ばれるためだけになぜそんなに多額の金を浪費 するのか、と農園主に問いかけた。それに対して主人は「[本国の]^{筆者注}行 政当局がわれわれ島民に、まるで主人が奴隷に対して見せるような横柄な 態度で接する国では、いくら地位や富、人望があったとしても、他者との 差別化が必要なのです。島民を全く知らないのに、やって来てはいきなり

⁽⁹⁹⁾ ペドロはグアナハイの近郊グアヤバルに「サン・ホセ・デル・ベルヘル」 (58caballería: 約779錠) を、弟のディオニシオもグアヤバルに「ラ・カタリー ナーを所有していた。Los ingenios de la isla de Cuba, p. 316. ちなみに779翁 は東京ドーム約166個分に相当する。

⁽¹⁰⁰⁾ Charles. A.Murray, Travels in North America during the Years 1834, 1835 and 1836: including a summer residence with the Pawnee tribe of Indians, in the remote prairies of the Missouri: and a visit to Cuba and the Azore Islands. New York, Harper & Brothers, 1839, pp. 214–219.

⁽¹⁰¹⁾ Turnbull, op. cit., p. 283–286.

⁽¹⁰²⁾ Salas y de Quiroga, op. cit., p. 104.

全員に命令を下す人〔総督〕に少しでも耳を傾けてもらうためなのです¹⁰⁰」と回答したのであった。この人物がマンティーリャ兄弟のうちの誰かは分からないが、弟のペドロは1831年にアルカンタラ騎士団へ、さらに下の弟ホセ・マリアも1837年にカラトラバ騎士団に加入している。こうした目的のためにも多額の資金を使ったに違いない¹⁰⁰。

地位と称号を獲得するのに熱心なマンティーリャ家にとって、有力なカスティーリャ貴族が保有する民兵隊ポストの1つを獲得することは、自分たちの社会的上昇のためにきわめて重要であったに違いない。さらに、長兄フランシスコはマクリーへス伯爵の孫娘と、末弟のディオニシオは初代フェルナンディーナ伯爵の娘と結婚するなど、婚姻を通してモンタルボ家やエレーラ家などの有力貴族と結びついていった¹⁶⁵。

広大な砂糖やコーヒー農園を所有していたのはマンティーリャ家だけではない。表3を見ると分かるように、幹部のほとんどがハバナ近郊に自分や一族の経営する農園を所有している。つまり、民兵としての活動自体が、自分たちの経済的利害と深くつながっていたことが分かる。

5 まとめにかえて:伝統的秩序のゆらぎ?

1821年から42年までの『ギア』の分析から次の点が明らかになった。

- 1) ハバナ MD (訓練された民兵隊) もハバナ郊外に展開する「フェルナンド7世騎兵隊」も、幹部ポストの多くはキューバの有力貴族の家門に連なる者によって占められている。2) 彼らは婚姻を通して複雑に結びつき、同じ部隊内だけでなく、そのネットワークは部隊を越えて広がっている。
- 3)彼らの経済的基盤は砂糖やコーヒー農園の所有・経営であり、民兵部隊の活動はそのまま彼らの経済的利益の擁護につながっている。4)1834

⁽¹⁰³⁾ *Ibid.*, pp. 108–109.

⁽M) Lohmann Villena, *op.cit.*, TomoII, p. 70. 兄弟の父は1807年モンテサ騎士団への入団申請をたが、却下されたようである。ペドロは1830年にも申請書類を提出している。*Ibid.*, 201-202.

⁽¹⁰⁵⁾ *Ibid.*, pp. 70-71.

年にスペインで自由主義政権が樹立された後も、絶対主義の時代からの幹 部ポストの人事に特に変化はない。

1833年にフェルナンド7世が死去し、娘イサベルが王位を継承した。そ れまでの民兵隊は名称を「イサベル2世」に変更して活動を継続するよう 本国からの指示が出されていた¹⁶⁶。しかし、キューバの『ギア』では「フ ェルナンド7世騎兵隊 | という名称が使用され続けた。幹部ポストの分析 からも、この時期特に顕著な変化はうかがわれない。これらを考慮すると、 絶対主義から自由主義への政治的変化は、キューバの伝統的な秩序を支え る民兵隊にそれほど大きな影響を与えたようには思われない。

しかし、『ギア』の分析から、いくつか変化の兆しを見出すことができ る。その一つが、ミゲル・タコン総督の下で1836年12月に結成された「ハ バナ商人義勇兵隊 Voluntarios Distinguidos del Comercio de La Habana | である。この時総督は、東部のサンティアゴ・デ・クーバで発 生したロレンソ長官の反乱 (**)に対処するため急きょ鎮圧部隊を編成し、サ ンティアゴへ向けて出発させた。おそらく正規軍部隊が出発した後のハバ ナの治安維持を確保するために、有力商人たちを中心に民兵が組織された ものと考えられる。港を中心に活動する本国から移住してきた商人たちは タコン総督と政治的、経済的に強いつながりをもっていた¹⁰⁰。総督はアメ リカ大陸における独立戦争で苦い敗北を経験したこともあって、クリオー リョに対する不信感が強く、彼らを武装させることには慎重であった。逆

⁽⁰⁶⁾ Archivo General Militar, Caja No. 3503. Señor Tacón: Indices de las Reales Órdenes del Ministerio de la Guerra, julio de 1834.

⁽⁶⁰⁷⁾ ロレンソの反乱については拙稿「19世紀スペインの植民地支配と商業移住者 のネットワーク一カタルーニャの「インディアーノ」ミゲル・ビアダを通して 一」『史学』 第81巻 (2013) 第 4 号, 634-636頁を参照。ペレス・デ・ラ・リバ はこの反乱を1868年に発生する「ヤラの反乱の黎明」と位置付けている。Juan Perez de la Riva. Correspondencia Reservada del Capitán General D. Miguel Tacón con el gobierno de Madrid, La Habana, Biblioteca Nacional José Marti, 1963. p. 57.

⁽¹⁰⁸⁾ 八嶋. 前掲論文. 631-632頁。

に「政府にとって唯一の保証となるのがペニンスラール」であるとみなしていた^[68]。

ハバナ商人から成る義勇兵隊は10中隊(各113人)から成る1大隊編成 で、5人の将校に率いられた(***)。『ギア』には3名しか名前の記載がないが、 第1司令官はフランシスコ・ペレス・デ・ウリア、第2司令官トマス・ デ・フアラ・イ・ソレール. そして第3司令官がハイメ・サマーである。 また、第9中隊の隊長にはミゲル・ビアダが任命された。ペレス・デ・ウ リアはカスティーリャ出身の奴隷商で、バスク系商人ゴンサレス・ラリナ ガ家やクエスタ・マンサナル家の事業パートナーである。T.デ・フアラ・ イ・ソレールは北米への砂糖輸出に関係する農園主、I. サマーは後に有力 なスペイン主義者の一人となる奴隷商サルバドール・サマーの兄で、娘は やはりスペイン主義者の I. スルエタと結婚する。M. ビアダはカタルーニ ャ出身の商人で、帰国後、スペインで最初の鉄道建設事業を推進した人物 である。このように「ハバナ商人義勇兵隊」の幹部は本国出身者.あるい は本国との結びつきの強いクリオーリョであり、サマーやスルエタといっ た後に義勇兵隊を指揮することになるスペイン主義者とつながっている。 ハバナの有力貴族が率いる伝統的な民兵組織とは、明らかに性格を異にし ている。

『ギア』にこの義勇兵隊が記載されているのは1838年から42年の5年間だけであり、その後解散したのであろう。しかも、民兵隊としてどれだけ活動実態があったのかも分からない。しかし、1850-51年のペレス侵攻後に組織された義勇兵隊の「さきがけ」のようなもの、あるいは、伝統的なMDから義勇兵隊へ移行する過程において、両組織をつなぐ過渡的な民兵組織と考えられないだろうか。本稿では19世紀前半におけるクリオーリョの伝統的な民兵組織とそれに支えられた秩序の性格を検討したが、本国出身の商人たちはこの伝統的秩序にどのように挑戦したのだろうか。また自

⁽¹⁰⁹⁾ 同上. 634頁。

⁽¹¹⁰⁾ Guia de Forasteros, 1838, p. 306.

分たちの利益に沿った形で新しい植民地秩序を築くために、どのように自 分たちを組織化したのだろうか。「ハバナ商人義勇兵隊」を足がかりに、 今後これらの点を具体的に明らかにしていきたい。